

食安輸発0821第1号  
平成21年8月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(ベトナム産未成熟えんどう及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ベトナム産生鮮スナップエンドウにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしく願います。

記

1 対象食品

ベトナム産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) CAT LOI LAI TRADING AND SERVICES CO., LTD が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、アセフェートに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（アセフェートを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮スナップエンドウ
2. 原 産 国：ベトナム
3. 包 装 者：CAT LOI LAI TRADING AND SERVICES CO., LTD
4. 検査結果：アセフェート 0.6ppm（基準値：0.1ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29013228030号1欄）
6. 輸 入 者：豊和貿易 株式会社